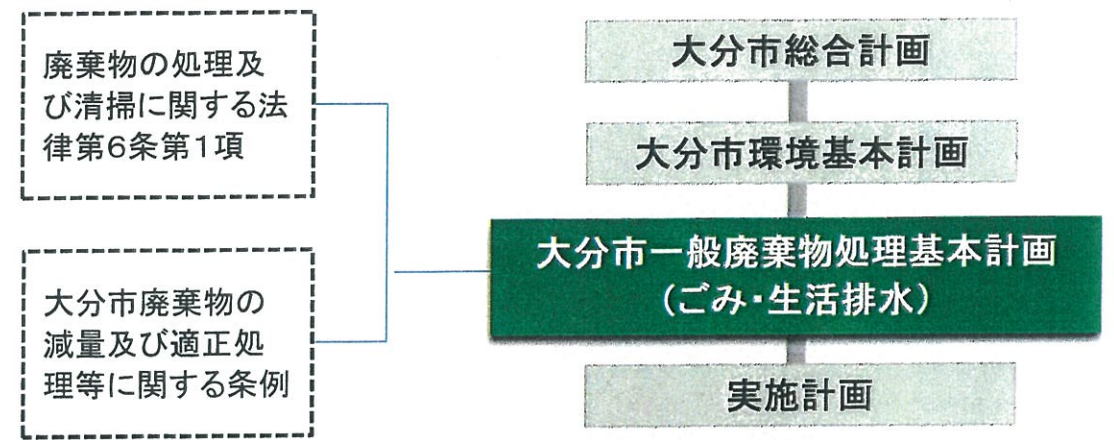


大分市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき策定するもので、大分市総合計画及び大分市環境基本計画と整合性を図り、一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理の基本理念や基本方針を定め、これらを具体化するための施策を表すものです。事業の実施にあたっては、基本計画の実施に必要な施策を年度ごとに定める実施計画を策定し推進していくこととします。



2 現行ごみ処理基本計画における基本理念

社会全体の協働作業で環境への負荷を最小限にする循環型社会を構築する

3 現行ごみ処理基本計画における基本目標

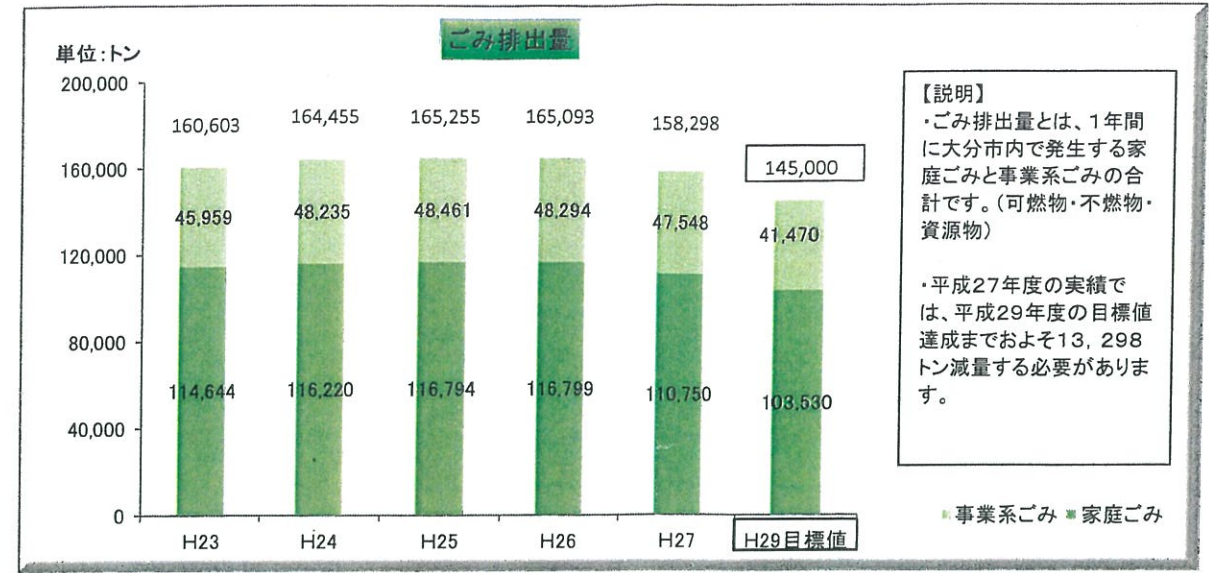
- (1)一人ひとりが、限りある資源を大切にすることをもち、ごみの発生が少ないまち
- (2)社会全体でごみ処理に取り組み、リサイクルの進んだまち
- (3)環境に配慮した適正な処理体制が整備され、衛生的で安全・快適な生活環境が保たれているまち

4 現行ごみ処理基本計画における施策展開

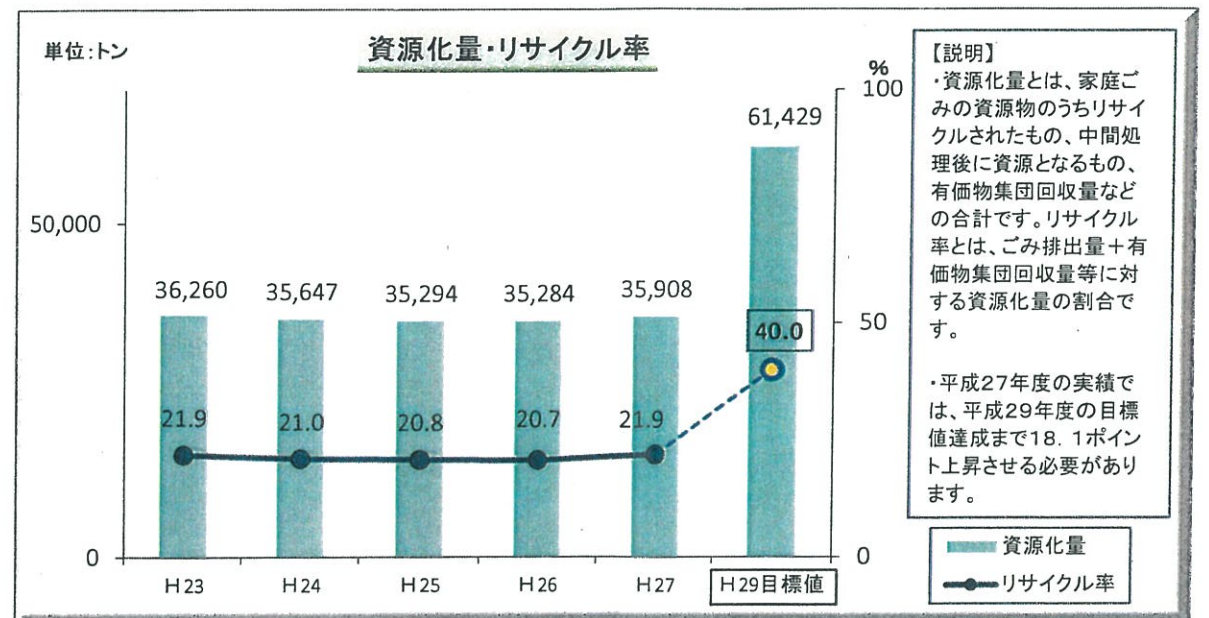
- 排出抑制計画
 - (1)市民によるごみの発生と排出の抑制・減量化の推進
 - (2)事業者によるごみの発生と排出の抑制・減量化の推進
 - (3)再使用・再生品の利用促進
 - (4)ごみ処理費用の適正負担
 - (5)環境教育・学習の充実
- 再資源化計画
 - (1)家庭ごみのリサイクルの推進
 - (2)事業系ごみのリサイクルの推進
 - (3)リサイクル施設の整備
 - (4)リサイクルシステムの整備
 - (5)各種リサイクル法への対応

- 収集運搬計画
 - (1)排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導強化
 - (2)市民ニーズと環境に配慮した収集運搬体制の整備
- 中間処理・最終処分計画
 - (1)安定した中間処理体制の確保
 - (2)再資源化処理の推進
 - (3)最終処分場の延命化
- その他関連計画

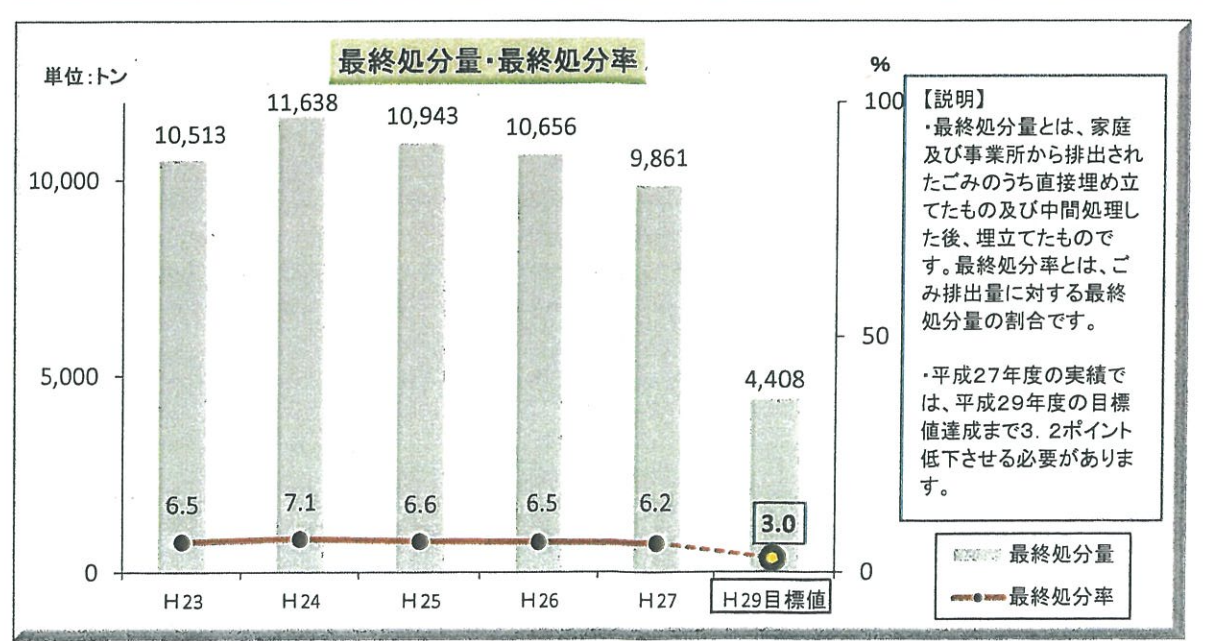
5 ごみ処理に関するデータ



【説明】
 ・ごみ排出量とは、1年間に大分市内で発生する家庭ごみと事業系ごみの合計です。(可燃物・不燃物・資源物)
 ・平成27年度の実績では、平成29年度の目標値達成までおよそ13,298トン減量する必要があります。



【説明】
 ・資源化量とは、家庭ごみの資源物のうちリサイクルされたもの、中間処理後に資源となるもの、有価物集団回収量などの合計です。リサイクル率は、ごみ排出量+有価物集団回収量等に対する資源化量の割合です。
 ・平成27年度の実績では、平成29年度の目標値達成まで18.1ポイント上昇させる必要があります。



【説明】
 ・最終処分量とは、家庭及び事業所から排出されたごみのうち直接埋め立てたもの及び中間処理した後、埋め立てたものです。最終処分率とは、ごみ排出量に対する最終処分量の割合です。
 ・平成27年度の実績では、平成29年度の目標値達成まで3.2ポイント低下させる必要があります。

6 現行生活排水処理基本計画における基本理念

本市における公共用水域等の状況は、下水道等の普及と生活排水対策事業の継続により、河川・海域の全ての水域で環境基準を達成していますが、今後も継続して水質の保全を図るため、生活排水処理の理念、目標を次のように定めます。

7 現行生活排水処理に係る理念、目標

生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共用水域等の水質環境の更なる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

8 現行生活排水処理施設整備の基本方針

公共下水道については、市街化区域を中心に、より投資効果の高い地域から順に整備を進めます。

浄化槽については、公共下水道等の整備計画区域外において普及促進を図ります。

し尿処理施設については、改良・整備により長寿命化を図るとともに適正な運転を行います。

9 現状と課題

○社会情勢

環境保全は、人類の健康と文化的な生活に欠くことのできない極めて重要な課題となっています。従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を形成した社会構造やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換に向けた取り組みが地球規模で求められています。

このような状況に対応するため、国は、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、循環型社会を形成するための諸法を整備するとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」及び「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国の基本方針や目標値を示しています。

○本市のごみ処理及び生活排水処理の現状

[家庭ごみ]

本市においては、平成19年度にごみの12分別を実施して以降、各種のごみ減量・リサイクルの推進に係る施策を展開してきましたが、可燃物と不燃物の排出量は、横ばいから増加、資源物は減少の傾向であり、本計画の目標達成が厳しい状況となりました。こうした中、平成26年11月から「家庭ごみの減量とリサイクルの推進」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保」を目的に「家庭ごみ有料化」制度を実施しました。その結果、市民の皆さんの協力により、ごみ減量・リサイクルに一定の効果が現れているところです。

[事業系ごみ]

事業系ごみについては、施設使用料の改定や紙類の受け入れ廃止、産業廃棄物の搬入禁止の取り組みを進めてきましたが、ごみの排出量は横ばいの傾向が続いています。

[生活排水]

みなし浄化槽や汲み取り便槽では、生活雑排水が未処理のまま排出され、河川等の公共用水域の汚濁の一因となっていることから、公共下水道の整備を進めるとともに整備計画区域外については、みなし浄化槽及び汲み取り便槽からの浄化槽への転換を推進しています。

○今後の課題

[家庭ごみ・事業系ごみ]

- ・ ごみ排出量の削減やリサイクル率の向上を目指し、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向けて、市民・事業者と一体となり取り組むことが必要です。
- ・ 燃やせるごみの約半分を占める生ごみのさらなる減量を図る必要があります。
- ・ 燃やせるごみに含まれているリサイクル可能な紙類の分別を徹底する必要があります。
- ・ 家庭ごみの効率的な収集体制を整える必要があります。
- ・ 事業系ごみの減量とリサイクルの推進を事業所へ働き掛ける必要があります。
- ・ 廃棄物処理施設の建て替えを含めた計画的な施設整備を行う必要があります。

[生活排水]

- ・ 生活排水処理計画については、みなし浄化槽や汲み取り便槽の既存住宅を中心にさらなる合併処理浄化槽への転換が必要です。

10 計画改定の基本的な考え方

- ・ 計画の改定にあたっては、現行の大分市一般廃棄物処理基本計画(最終目標年次平成29年度)を1年前倒し、平成29年度から大分市総合計画目標年次の平成36年度までの、8年間の計画として策定します。
- ・ 環境省が示す「ごみ処理基本計画策定指針」等に準拠し、国、県の方針や計画、大分市総合計画、大分市環境基本計画との整合性を図り、一般廃棄物処理に係る基本方針を明確にします。
- ・ 現行計画における目標達成状況や、本市の現状・課題を整理し、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向けて、既存施策の精査・見直しを行いながら、新たな施策の検討を行います。

11 計画改定スケジュール(案)

6月 3日	【清掃事業審議会】 計画改定について諮問
6月	市民アンケート調査の実施
8月	【清掃事業審議会】 素案について審議
9月	第3回大分市議会定例会 厚生常任委員会にて素案の説明
9月	素案についてパブリックコメントの実施
11月	【清掃事業審議会】 計画案について審議
12月	第4回大分市議会定例会 厚生常任委員会にて計画案の説明
2月	【清掃事業審議会】 計画策定について答申
3月	平成29年第1回大分市議会定例会 厚生常任委員会にて最終計画案の説明
3月	計画決定